2．6　ドライ機の排液処理装置について

2．6．1　排液処理装置の構造について

ドライ機の排液処理装置は、次の⑴及び⑵の構造を有すること。

⑴　第２段階の水分離器が設けられていること。

⑵　⑴の水分離器の後に次のいずれかの装置が設けられていること。

ａ　２段階に分けられた活性炭吸着式処理装置

ｂ　曝気式処理装置及びこれと連続した活性炭吸着式処理装置。なお、最終段階の活性炭吸着式処理装置の設置は、その前処理段階においてテトラクロロエチレンを適正に除去できる場合には、この限りでない。

2．6．2　処理装置の点検管理について

排液処理装置は、排液中のテトラクロロエチレンが適切に除去されるよう次のことに留意して管理すること。

⑴　水分離器内の排液が高温にならないよう適正に保持すること。また、ごみ等により、水分離器の配管が目詰まりしないようにすること。

⑵　水分離器（第２段階）の排液中のテトラクロロエチレンの濃度は、200㎎／１以下を目標として適正に管理すること。

⑶　活性炭吸着式処理装置の場合には、処理装置出口の水中のテトラクロロエチレンの濃度を定期的に測定し、適切に活性炭を交換すること。

⑷　曝気式処理装置の場合には、排液量、曝気空気量、曝気用空気中のテトラクロロエチレンの濃度、曝気時間等を適切に管理すること。

2．6．3　排液中の濃度管理について

排液中のテトラクロロエチレンの濃度は、次のことに留意して測定を行い、異常が認められた場合には、活性炭吸着装置等の構造、点検管理及び取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明し、改善措置を講ずること。

⑴　測定は、排液中に含まれるテトラクロロエチレンの濃度を適切に管理するため必要かつ十分な間隔で実施すること。

⑵　営業者が自ら測定を行えない場合には、適切な測定能力を持った外部の業者等に委託すること。

3．洗濯物の処理について

3．1　前処理及びしみ抜きについて

テトラクロロエチレンを含む処理液による前処理（ささら掛け、ブラッシング、プリスポッティング等）及びしみ抜きは、極力行わないこと。

なお、やむを得ず前処理等を行う場合には、速やかに行い、処理した洗濯物は直ちにドライ機に入れる等適切に処理すること。

（参考）

やむを得ず前処理等を行う場合には、原則として、局所排気装置のある場所で行うこと。

3．2　洗濯物の分類について

洗濯は、洗濯物を乾燥が速いもの（薄手のもの等）と乾燥が遅いもの（厚手のもの等）に分けて行うこと。

3．3　乾燥について

洗濯物の乾燥は、乾燥機において溶剤臭がしなくなるまで十分に行うこと。

3．4　負荷量について

洗濯及び乾燥は、適正な負荷量（洗濯物の量）で行うこと。

4．使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物の取扱いについて

使用済みの蒸留残さ物、カートリッジフィルター、活性炭等のテトラクロロエチレンを含む汚染物については、できる限りテトラクロロエチレンの回収・再利用に努めるものとし、汚染物の貯蔵に当たっては、密閉でき、かつ、耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製の専用の容器に入れ、１．１、１．１．１、１．１．２及び１．２．１に準じて適正に取り扱うこと。

（参考）

テトラクロロエチレンを含む汚染物を廃棄物として処理する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から適用し、トリフェニルスズ＝Ｎ・Ｎ―ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ＝フルオリド、トリフェニルスズ＝アセタート、トリフェニルスズ＝クロリド、トリフェニルスズ＝ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズ＝クロロアセタート（以下「トリフェニルスズ化合物」という。）による環境の汚染を防止するため、トリフェニルスズ化合物の製造の事業を営む者、業としてトリフェニルスズ化合物を使用する者その他の業としてトリフェニルスズ化合物を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリフェニルスズ化合物の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

1．トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

1．1　各施設・場所に共通する事項について

⑴　床面は、トリフェニルスズ化合物の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、そのひび割れ等が心配される場合には、合成樹脂による床面の被覆、容器等の下へのステンレス鋼の受皿の設置等浸透防止措置を講ずること。

⑵　必要な場合には、取り扱うトリフェニルスズ化合物の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリフェニルスズ化合物の流出を防止する措置を講ずること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えて、トリフェニルスズ化合物と水を適切に分離する分離槽を設置すること。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるトリフェニルスズ＝Ｎ，Ｎ―ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ＝フルオリド、トリフェニルスズ＝アセタート、トリフェニルスズ＝クロリド、トリフェニルスズ＝ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が９、10又は11のものに限る。）又はトリフェニルスズ＝クロロアセタート（以下「トリフェニルスズ化合物」という。）による環境の汚染を防止するため、トリフェニルスズ化合物の製造の事業を営む者、業としてトリフェニルスズ化合物を使用する者その他の業としてトリフェニルスズ化合物を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリフェニルスズ化合物の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

1．トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

1．1　各施設・場所に共通する事項について

⑴　床面は、トリフェニルスズ化合物の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、そのひび割れ等が心配される場合には、合成樹脂による床面の被覆、容器等の下へのステンレス鋼の受皿の設置等浸透防止措置を講ずること。

⑵　必要な場合には、取り扱うトリフェニルスズ化合物の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリフェニルスズ化合物の流出を防止する措置を講ずること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えて、トリフェニルスズ化合物と水を適切に分離する分離槽を設置すること。

告示第三号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁